



趣 旨

大豊町では、平成23年度から地域おこし協力隊制度を活用し、地域外の人材の誘致を図るとともに、その定住・定着に向けた取組を行ってきました。

これまでに委嘱した地域おこし協力隊員は、令和7年5月1日時点で30名。

少子高齢化で地域の後継者不足に悩む本町では、今後も地域おこし協力隊制度を活用し、「地域活性化」と「移住・定住」を促進していきます。

これまでは、あらかじめ具体的な目的や活動内容を示した上で隊員を募集してきましたが、今回新たに「団体委託型」として、自ら提案した地域おこし活動に隊員と共同で取り組む意欲のある企業や団体等（以下「受入事業者」という。）を募集し、地域課題の解決に取り組んでいきます。

【地域おこし協力隊制度】

都市地域から過疎地域等の条件不利地域等に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、隊員は一定期間（おおむね1年以上3年以下の期間）その地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援など多様な分野の「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

【地域おこし活動】

国の「地域おこし協力隊推進要綱」に規定する地域協力活動と、受入事業者の下で隊員が進める大豊町への定住・定着に向けた取組を総称したものをいいます。

応募要件

受入事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

- ① 町内に本店、支店、営業所、活動拠点を置く法人又は町内に住所を置く個人事業主であること。
- ② 隊員を、事業を運営するための単なる補充人材ではなく、新たな取組や挑戦のために必要な「担い手候補者」として雇用すること。
- ③ 隊員の活動内容、研修内容に責任を持ち、隊員に対して必要な技術や知識を提供する意志を有していること。
- ④ 隊員の町内での生活を支援するための対策を講ずること。
- ⑤ 隊員の任期終了後、雇用の継続や独立の支援など、サポートを継続する意志を有していること。
- ⑥ 運営に関する規則（定款、規約、会則等）を有し、責任者が明確であること。
- ⑦ 町税を滞納していないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。
- ⑨ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う事業者でないこと。
- ⑪ 政治活動団体及び宗教活動団体でないこと。
- ⑫ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号に規定する暴力団と関係を有していないこと。

団体委託型の仕組み

(1) 受入事業者・隊員・町の関係



(2) 受入事業者・隊員・町の役割

【受入事業者】

- 地域おこし協力隊と共に活動したい事業を町に提案
- 町と協議した上で、隊員と共同で活動計画書を作成し、町に提出
- 隊員を単なる補充人材ではなく、「担い手候補者」として従事させるとともに、隊員に対して必要な知識や技術を提供
- 隊員と共同で活動月報及び活動費使用計画書兼実績書を作成し、町に提出

- 隊員と共同で1年に一度実績報告書を作成し、町に提出
- 雇用契約に基づいて、隊員に対して報酬を支払うとともに、消耗品費や旅費などの活動費を支出して隊員との共同活動に必要な環境を整備
- 隊員の町内での生活を支援
- 隊員の任期終了後の定住・定着を支援

【隊 員】

- 町と協議した上で、受入事業者と共同で活動計画書を作成
- 活動計画書に基づいて、受入事業者が提案した地域おこし活動に従事
- 活動計画書に基づき、定住・定着に向けた活動
- 受入事業者と共同で活動月報及び活動費使用計画書兼実績書を作成
- 受入事業者と共同で1年に一度実績報告書を作成
- 隊員活動の公表及び周知

【大豊町】

- 隊員を募集
- 委託契約に基づき、隊員の報酬及び活動費に相当する委託料を予算の範囲内で受入事業者へ支払い
- 受入事業者と隊員による活動計画書の作成を支援
- 隊員活動の公表及び周知を支援

(3) 財政支援

町から受入事業者を支払う委託料は、隊員1人当たり年額 5,500,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

報償費等・・・350 万円 その他活動経費・・・200 万円

※年度途中の雇用や退職などにより隊員の活動が1年に満たない場合の上限額は、月割り・日割りにより計算します。

スケジュール

※隊員の応募状況により変更となる場合があります。

受入事業者の募集開始	令和7年5月1日(木)
応募書類の提出期限	令和7年6月10日(火)午後5時
受入事業者ヒアリング	令和7年6月中旬頃
受入事業者の決定	令和7年6月下旬頃
隊員の募集開始	令和7年7月上旬頃
町と受入事業者による隊員の選考	令和7年8月下旬頃
隊員の決定	令和7年9月中旬頃
受入事業者と隊員が雇用契約を締結	令和7年9月下旬頃
受入事業者と町が委託契約を締結	令和7年9月下旬頃
町が隊員を委嘱	令和7年9月下旬頃
受入事業者と隊員が活動を開始	令和7年10月頃

応募手続

(1) 提出書類 ※1部提出

- ア 大豊町地域おこし協力隊受入事業者申込書(様式第1号)
- イ 事業計画提案書(様式第2号)
- ウ 隊員受入計画書(様式第3号)
- エ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類
- オ 直近の決算書等、財務状況が分かる書類
- カ 隊員の労働条件を記載した書類

(2) 提出方法 持参、郵送、またはメールで提出

(3) 提出期限 令和7年6月10日(火)午後5時必着(当日消印有効)

※直接提出する場合、受付時間は午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

受入事業者の選定

(1) 選定方法

ア 提出書類により、応募要件の具備のほか、事業の実現性や継続性、隊員への支援の内容などを確認します。

イ 面談によるヒアリングを行います。

※選定の過程で、提出書類の補正を求める場合があります。

(2) 失格事由 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

イ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(3) 選定結果の通知 ヒアリング実施後、おおむね2週間以内に通知します。

その他

(1) 提出書類は返却しません。(受入事業者の選定以外の目的には使用しません。)

(2) 書類提出後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出してください。

(3) 選定後、本募集要項に定める応募要件を満たさなくなった場合は、受入事業者の資格を取り消します。

(4) 大豊町一般会計予算の成立を前提としており、予算の状況によっては、契約を締結しないことや内容等に変更が生じることがあります。

(5) 財政支援は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源とするもので、同要綱が改正された場合は、支援額に変更が生じることがあります。

(6) 隊員の活動期間は、原則1年以内とし、3年を限度として期間を更新することができます。

提出先・問合せ先

〒789-0392 高知県長岡郡大豊町津家1626番地

大豊町産業建設課 地域おこし協力隊受入事業者募集担当

電話 代0887-72-0450

メール sanken@town.otoyo.lg.jp